

本願寺史料研究所報

1 1 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乘 隆

発行日 一九九五年 三月二三日

【史料情報五】

天文五年・六年証如書状案

左右田 昌 幸

「天文五年・六年証如書状案」という表題を見られて、戦国期真宗の専門家は、いわゆる証如の「書札案」の未紹介分かと思われたのではないかと想像する。しかし、ここで史料情報として提供しようとする史料は、これまで何度か活字化され、さまざまに利用されている証如の「書札案」ではない。

その性格を多少なりとも古文書学的に簡単に表現するとすれば、表題の通り「書状案」ということになる。しかし、たんなる「書状案」でもないところが、本紙の史料情報に

登場する理由である。

ここで提供する史料は、証如が天文五年・六年(一五三六・一五三七)に書いた書状の自筆の下書き、反故、メモ、あるいは筆慣らしとも言うべきものである。この書状案には、書状の推敲の跡や筆ならし、さらには文字のみならず花押の練習跡などが見られる。まさに本願寺にしか残りようのない史料ということができる。その点では、本文として記述された文字のみを活字として提供するだけでは、史料の面白味の半分以上が消えてしまう性格のものである。最低限、解読の可否を検討していただけるように、図版掲載に苦心した由縁である。

史料は本願寺史料研究所保管の西本願寺文書群に含まれ、現状は漆塗りの木箱に一つの袋に納められている。この木箱には、近世初期の文書もかなり収められている。史料の

年代については、『天文日記』（以下、『日記』と略す）や天文五年『加州所々知行被申趣、又申付分記之畢』（以下、『賀州謂付』と略す）の記事との対照により、天文五年・六年として間違いない。

以下、各史料の書誌的な解説を中心として記述を進めた。また、提示する解説も筆者には難読箇所があるので、図版によって各自点検して頂けると幸いである。なお、文書の大きさを示す単位はセンチである。

一、大館高信宛光教書状案 縦一八・六 横四九・二

切封墨引の跡が残存しており、折り線らしき筋が一部に残る。花押は墨抹されいる。端に綴穴が二つある。文書の奥裏には、「源・中・最・抄・前・弥・陀・尋・鳥・鳳」等の文字の練習跡が残っている。紙の厚さはやや薄目の斐紙を使用（これは、あくまで本紙で紹介している史料間の相対的で感覚的な比較である）している。年代は天文五年。包紙には、署名の右に折り線が四本、上下には捻封の折り線が残っている。大きさは縦三〇・九、横一四・〇で、紙の厚さは本紙よりやや薄い斐紙を使用しており、下部に綴穴が二つ残っている。宛所の大館兵庫頭は、大館高信。日付と宛名の間に残る証如の追筆のメモ中の「虎寿」とは下間頼廉のこと。本文中の上野法橋は、下間頼慶（蓮秀）のこと。

二、大館高信宛光教書状案 縦一八・六 横四九・一
綴穴・紙の厚さの状況は「一」に同じ。折り線が見

られず、花押も据えられていない。対応する包紙も残っていないのは「一」の下書きであるからであろう。年代は天文五年。「一」同様に宛所の大館兵庫頭は、大館高信。本文中の上野法橋は、下間頼慶。

三、大館晴光宛光教書状案 縦一八・七 横四九・二

切封墨引・花押墨抹・綴穴・折り線・紙の厚さの状況は「一」に同じ。年代は天文五年。包紙の法量は、縦三一・一、横一三・六で、紙の厚さ・折り線とも全く「一」の状態に同じ。綴穴は上下二つづつある。宛所の大館左衛門佐は、大館尚氏（常興・伊予入道）の息男晴光。本文中の上野法橋は、下間頼慶。

四、六角定頼宛光教書状案宛 縦一七・九 横四二・八

綴穴・折り線・切封墨引の跡などは残っていないが、署名「光教」の下に花押が三つ横並び抹消されているのが目につく。紙の厚さは、次の「五」に対応する包紙に次いで厚い。下書きであるので、対応する包紙は見あたらない。年代は天文五年。宛所の佐々木弾上少弼は、六角定頼。参考までに『日記』の関連記事を示しておく。天文五年十二月二十四日条に「昨日自六角来候書状之返事ヲ遣候て、可然由候間、返札認渡候也」とある。本文中の上野法橋は、下間頼慶。

五、六角定頼宛光教書状案宛 縦一八・一 横五〇・二

切封墨引・折り線・綴り穴等の状況は「一」に同じ。本文の全体を大きな墨線の×印で、宛名を墨線で抹消し、花押は丸く墨線で囲んで墨抹している。注目すべきは、四行目と五行目の行間下部に全く同じ形の二つ

の花押が練習されていることである。この花押の墨色は本文に比較してかなる薄い。紙の厚さは「四」と同じくらい。年代は天文六年。包紙の法量は縦三一・二、横一三・七で、厚さは本紙よりも少し厚い感じがする。折り線は四本で、折封の線も残り、上部には二つの綴り穴が残る。宛所の佐々木弾正少弼は、六角定頼。本文中の上野法橋は、下間頼慶。

六、江沼郡中宛証如書状案 縦一九・〇 横五〇・〇

折り線・切封墨引・包紙などは見当たらない。端に綴り穴が二つ残る。花押が格子状の墨線で抹消されるほか、書状の全面に文字および花押の練習跡・筆慣らしの跡が残る。年代は天文六年。紙の厚さは、「四・五」よりは薄く、「一・二・三」よりは厚い。

七、赤尾惣中宛証如消息案 縦一五・九 横五〇・二

折り線・切封墨引・包紙などは見あたらない。端に綴り穴が二つ残る。花押は筆慣らし状に抹消されている。紙の厚さは「六」と同じ。参考までに『日記』の関連記事を示しておくと、天文六年四月二日条に「一越中国赤尾より、以前就和睦調候、廿貫来候つる、是も請取かきて渡候」とある。

八、石黒孫左衛門尉宛添状包紙 縦二七・七 横一五・八

折れ線が四本残り、上下に折封の跡も残る。上部には綴り穴が二つ残る。紙の厚さは、「一・二・三」と「六・七」の中間くらいである。差出者の上野法橋蓮秀は下間頼慶。頼慶は『下間系図』によれば天文十年六月十一日に没している。『日記』天文五年三月二十

四日条には「所領などの事加州へ申付候儀只今上野始なり」とあるので、この間の添状包紙であろう。添状の包紙が本願寺に残ったというとは、対応する本紙も発給されなかった可能性があるであろう。

さて、内容的な解説は専門分野を異にする筆者には心許ない所であるが、これらの書状案の史料としての注目点を、気付いた範囲で簡単に記しておきたい。

第一点目。史料五の六角定頼（佐々木弾正少弼）宛に見られる二つの花押。すべての史料に見られる綴り穴が、証如によって空けられたものか、後世になって空けられたものか厳密には不明である。しかし、史料一に見られる天文二十一年十二月九日のメモも証如筆であるので、少なくとも綴り穴の残っている史料は、ひとまとめにして綴られていたことは間違いない（綴り穴の間隔もすべて一致する）。その点で、証如の手許で下書きが終わった段階で、順次綴りまとめられていたと考えた方が自然である。さらに、これらの書状案が証如の手許にあったとするなら、この二つの見慣れない花押も、証如の側近の落書きではなく、証如本人が書いたものと考えられる。花押の墨色は本文よりかなり薄いので、史料一と四のメモと同様に、後年の証如による追筆であろう。それにしても証如は花押を変えることを考えていたのか、たんなる筆遊びにすぎなかったのか。

第二点目。史料六の江沼郡中宛の本文中に見える「当郡東組」。大内よりの碼頭提供の依頼については、『日記』に何力所か関連記事が見える。しかしたとえば、天文五年

十二月二十四日条には「加州にてハなたの観音堂のした」、同六年六月二十七日条には「自江沼郡中碼頭五上」とあるだけで、「東組」のことは見えない。実は、加賀四郡における「組」を確認できる限り網羅された井上鋭夫氏の『一向一揆の研究』（五一三―六頁）にも「東組」は見えない。とすれば、江沼郡にあらたな「組」の存在が確認されたということになるのだが、疑問がないわけではない。この書状案を推敲して実際に書状が江沼郡中宛に発給されたことは間違いない。『日記』天文六年三月十五日条に「加州江沼郡中へ以愚状、自大内氏方被申碼頭之事申下候、以周防状下候」と見える。しかし、この書状案は、切封の跡も残っていない下書きであるので、実際に発給された書状の文面も「当郡東組」であったとは断定できないということである。現状では材料を持たないが、追求してみる価値のある問題であろう。

第三点目。史料一から三の大館宛の書状の内容と、『日記』や『賀州謂付』によって確認できる大館晴光・高信への証如の返答内容との齟齬である。大館よりの依頼の内容に関連する記事は、『賀州謂付』のほか、『日記』天文五年十月七日条・同十月九日条・同閏十月十日条など、少なからず見られる。『日記』と『賀州謂付』によって経過の一端をたどってみると以下ようになる。天文五年十月十月七日に大館高信の場合は加賀国能美郡板津庄と江沼郡分校の代官職を、大館晴光の場合は能美郡野代庄と河北郡笠野村の幕府料所代官職の執行や知行を実効性あるものにすべく、証如に在地門徒への申付を依頼する。それに対して

証如は、板津庄は同年四月二十日に勸修寺の、笠野村は十月一日に小川坊城の当知行に基づく依頼によって在地の申付を行っていることにより、十月九日に大館高信・晴光に「難申付」と返事する。野代庄については洪川武衛の、分校については大内竹千代の当知行が存在していることにより同月同日に「難申付」と返事する。しかし、大館高信・晴光は翌月の閏十月七日に、それぞれ証如に対して板津庄は「門跡にハカ、わらず候」と、分校は「上意御敵たるのよし」をもって、野代庄は「武衛ハ御礼不申入候、無御許容候」をもって、笠野村は「西坊城勸勘」をもって、再び申付を求めてくる。この証如に対する二度目の申付の依頼に対する返答は、『賀州謂付』天文五年閏十月七日条によれば、野代庄については「難申付与同前申候」、笠野村については「難行由同前申候」と同月十五日に大館晴光へ返答する。板津庄と分校については、『賀州謂付』同年同月同日条によれば、板津庄は「申付候」、分校は「如前難申付」と同月十五日に大館高信へ返答する。

このような経過を確認すれば、史料一から三の大館宛の書状は、史料一・二には板津庄・分校の記載は見えないものの、大館高信・晴光より証如に対する二度目の申付の依頼に対する返答案であることは明白である。

では、史料一・二・三の内容を検討してみるとどうだろうか。

史料三の場合。野代庄と笠野村については前記したように二度とも証如は「申付」を断っている。史料三の場合、笠野村については「自坊城殿示預子細候」という文言と『賀

州謂付』の「坊城質物二被入候間他所へハ難行由同前申候」という注記の文言が対応しているのであろう。しかし、野代庄については、「雖」によって否定の文脈を作ろうとしているようだが、「申下候」と続けることによって依頼を承諾するような文面になっているのである。

史料一・二の場合。前記したように板津庄・分校という文言は見えないが、この二カ所に対する二度目の申付依頼の返答案として間違いはない。とすれば『賀州謂付』によって確認できる板津庄―「申付」、分校―「難申付」という証如の返答に対して、史料一・二の文言では「承候之通可申付候」と二カ所を区別せず、「申付」を承諾していると理解できるのである。「申付」を承諾した板津庄についてのみの返事であるとするのにも無理がある。大館高信は板津庄・分校の二カ所について同時に「申付」を求めたのであるから、「申付」を承諾した板津庄についてのみの返答であるとしても、承諾しなかった分校と区別するために地名表記は欠かせなかったと考えられるからである。

史料三の大館晴光宛の場合は、封まで済ました後に、野代庄についての「雖承及候儀候、申下候」という文章が内容的に整っていないことに思い当たり、『賀州謂付』に見られるような「難申付」という内容に変更して書き直したと考えるにしても、史料一・二の大館高信宛の場合などは依頼を承諾する内容を、史料二で下書きし、史料一で清書を済ませ、切封をし、封に墨を引き、包紙に包んで捻封をして、宛名・署名まで済ませているのである。以上が証如の書状案と『日記』『賀州謂付』との間に確認できる齟齬

である。この齟齬をどのように考えればいいのか。ことに史料一・二の大館高信宛の場合は、単に文章の整い具合というレベルの問題ではないのではないものを含んでいるのではないか。一度は、分校への「申付」も承諾する内容を含んだ書状を大館高信に発給しようとしたとしか考えられない。その背景に何かがあったという方向で考えればいいのか、また、証如の書状発給システム、ないし証如をとりまく意志決定システムの問題として考えればいいのか。

このような問題を提起するのは、史料五の六角定頼宛の場合も同様である。『日記』には、天文六年正月十日条に「六角并四郎^也子、小原・平井・進藤、此五ヶ所への書状、只今上野二直^也二渡候、口状にても和与之儀祝着由申させ候」とあり、この史料五が、この時に発給された「五ヶ所」の筆頭である「六角」への書状案であることは明白で、証如の天文六年「書札案」にも同一内容の文言で収められている。この史料五の六角定頼宛には、先にも記したように、包紙・切封墨引・本紙の折り線・包紙の折封の折り線が残っているわけだから、証如は一度は、この状態で書状を発給しようとしたとしか考えられない。ではなぜ、この書状はこのまま発給されなかったのか。

「書札案」には本文冒頭右上に「厚様」とあって使用された紙が示されているほか、日付の右脇に「十一日出之」とあって実際の発給日が示されているのだが、注目したいのは「厚様」という記述である。史料五は、今回紹介している書状案の内では比較的厚い斐紙を使用している。それ

が果たして「書札案」に示されている「厚様」に相当するのかが問題ではないか。さらに、包紙に残っている折り線跡が、大館宛の書状が捻封であるのに対して、折封であることも気に掛かるところである。もし、紙・封における書札の間違いが発給されなかった理由だとすると、証如自身が書札を間違えたこととならざるを得ず、その間違いがどこかでチェックされたというような想定が可能になるのではないか。『日記』天文五年十二月二十八日条に瑠瑠についての記事に次のようにみえる。

大内へ返事出候、瑠瑠之事加州へ相調（中略）書状の様体、使僧ニ〇家中よりハ相替前々候歟、同前かと尋候へハ、同前之由候、三条殿ハ大内左京大夫と被遊候、又通玄寺殿も如此候、其外公家衆ハ左京大夫と斗被書由、前々も此方よりハ左京大夫と斗候由申候、太宰大式ニ去九月ニ被成候へ共、上意之儀未相調候間、まへの大内にて候とて候、前住之時、上書如何候哉と上野相調候へハ、大内左京大夫殿進覧候と御書候、又返事ハ御報と候つると申候、慥にハ不覚由申候、然者使前々之儀如右記候とて候間、左京大夫殿御報とかき候

この記事からは、証如が書札に気を使っている点や、下間頼慶が書札の調査を行っている点、しかし、最終的には大内よりの使者の言によって「左京大夫殿御報」と包紙に上書したことが確認できる。書札が相手との相互関係で決定される点からすればなんら不思議な事態ではないのである。うが、証如側の一方的な判断では決定できない状態であったということであろう。このような点を考慮すると、勿論、

全くの思い付きだが、先に記した「チェック」には相手側のチェックも――書状の文面と使者の口上の乖離――含めて考えるべきなのであろうか。

今一つ気になる点は、切封跡の残る史料一・三・五の、まさに切封跡の残り具合である。この切封は、ちぎられたものではなく、刃物で切り取られている。漠然とした印象では、一般的にはちぎられていおり、その痕跡も確認できる書状が多いと思うのだが、この点も総合して考え直す必要があるのかもしれない。思い付きは以上に止めて、以下の史料の本文を提示する。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

（史料）

一、大館高信宛光教書状案

（包紙）

「大館兵庫頭殿 光教

貴報」

就御知行之儀、預

芳札候、祝着之至候、国

錯乱以後、雖未相

調候、承候之通可申

付候、委細上野法橋

可申候、恐々謹言

閏十月十二日 光教（花押抹消）

〔追筆〕
「虎寿何二出りを申たくハ鼻をしつへい
にて一はしかれ申へきよし天廿一十二
九申刻過二扨辺にて申候」

大館兵庫頭殿

貴報

二、大館吉同信宛光教書状案

就御知行之儀、預

芳札候、祝着之至候国錯乱以後

雖
未相調候、然而承候之

通可申付候、委細

上野法橋可申候、恐々

謹言

閏十月十二日 光教

大館兵庫頭殿

貴報

三、大館晴光宛光教書状案

〔包紙〕

「大館左衛門佐殿 光教

貴報

度々芳翰令披見候、

仍野代庄之事者

雖承及候儀候、申下候、

笠野村之事者、自

坊城殿示預子細候間、
委曲上野法橋可申候、
恐々謹言

閏十月十二日 光教（花押抹消）

大館左衛門佐殿

貴報

四、六角定頼宛光教書状案

就和睦之儀、御報之

趣本望之至候、弥

御入魂可為歆悦候、

猶重而可申述候、

委細上野法橋可

令申候、恐々謹言

十二月廿三日 光教（花押三つ、抹消）

〔追筆〕
「先度者

。就盆之儀先度者、五十疋。不相替儀

弥重候、其度下国候折節隠密候

条無其儀候□仍綠色三端進之候也」

願証寺

佐々木彈正少弼殿

進覽之候

五、六角定頼宛光教書状案

〔包紙〕

本願寺

佐々木彈正少弼殿 光教

進覽之候

肇年之嘉祥雖事

舊候、猶不可有休期

玆重候、抑今般御

和融之段、本意之至候、

連々無御等閑候者所
閑候 (行間下部に花押二つあり)

希候、仍太刀一腰・

馬一疋進入之候、表祝

儀計候、委細上野法橋

可令申候、恐々謹言

正月十日 光教(花押抹消)

佐々木弾正少弼殿

進覽之候

六、

江沼郡中宛証如書狀案

此儀早々申下候はん

するを、はたと令

失念候

雖不思事候、從九州大内

方就渡唐之儀、碼碯廿

所望之由候、近比造作

たるへく候へ共、当郡東組

なたの観音堂に在之由

被申候、然者急度被差

上候者、よろこひ入候へく候、

七、

赤尾惣中宛証如消息案

若於難相調儀者、則

申され候へく候、為其

一筆そめ候也、あなかしこく

三月十日 証如(花押抹消)

江沼郡中へ

就爰許和与相調候、

廿貫被上候、まことに

被思寄候志、一段と

ありかたく悦入候

よし、惣中へ可被

伝候、それにつき候

てハ、法義をたしな

まれ候はんする事

肝要にて候、今生は

一端の事、後世に過

たる大事有間敷候、

由断候てハ勿躰なく候、

能々心えられ候へく候、

あなかしこく

四月一日 証如(花押抹消)

越中

赤尾惣中へ

八、

石黒孫左衛門尉宛添狀包

源中寂妙館最
後
書

大館高信宛光教書狀案奥裏（史料一）

轉涉知所
 差凡國
 事如調
 通下
 上
 作

大館高信宛光教書狀案（史料二）

唐、並海、上、新、々
 一、野、代、唐、事、七
 陸、水、及、依、小
 望、好、村、一、日、自
 坊、陳、友、少、形、子、仰、乃
 新、地、上、新、江、橋、下、
 之、作、々

大館晴光宛光教書狀案（史料三）

就和睦伏以
新中より
清入魂
程より
角細上
と
三月廿二日
佐木澤
全

六角定頼宛光教書状案（史料四）

葉子
主
瑞
和
希
馬
佐
三月廿二日
佐木澤
全

六角定頼宛光教書状案（史料五）

江沼郡中宛証如書状案（史料六）
就就
三月廿二日
江沼郡中
全

就夏時和らね國々
 女英社とて國々ふ
 思ふ事志一恒也
 何れそく悦入作
 一傳いふ事一丁社
 ては法戒をうし
 まはえす事
 肝あそく今生る
 一編てふ事世ふ
 角り大事なる國々
 中沙とてふ事
 終てふ事
 あそく
 四月下
 赤尾惣中

赤尾惣中宛証如消息案（史料七）

《編集後記》

本号は、メインの原稿が集まらず、やむを得ず編集子が、二年以上も前に何時かは本紙に掲載したいとワープロへの入力だけは済ましていた史料を、フロッピーの中から呼び出すことにしました。十号を発刊してから随分と間隔があいてしまいましたので、緊急措置させて頂きました。十分な解説もできず、いささか寂しい気がするのですが、しかし、提供できた史料には少しは興味を持って頂けたのではないかと、心密かな期待を持っています。

しかし、図版を少しでも鮮明にと努力しましたが、切封や古文書の枠を出そうとすると、本文が黒くなり過ぎ、本文を鮮明にしようとする、白くとんでしまうという状況です。解像力のいいイメージスキャナかコピー機が欲しいところです。

仕事の上とはいえ、目にする機会の多い「本願寺文書」(東大・京大の影写本の表題にあらず)についての印象では、蓮如・実如・証如・顕如の四人の内では、どうした訳か証如関係の史料が多く、顕如・蓮如・実如の順で少なくなっていくようです。近世に入り准如・良如・寂如の三人では准如関係の史料が多く、次いで寂如・良如となるかと思っています。

次号では、今少し充実した史料紹介が掲載できるようにしたいと思います。(左)